

尼崎市提案型協働事業制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市(以下「市」という。)が地域課題や社会的課題の解決に向けた市民と市の双方向の協働の取組を進めるため、市民団体(ボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、自治会など、市民公益活動を行う団体)と市が協働で行う尼崎市提案型協働事業制度(以下「本制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の要件)

第2条 本制度は、市民団体から提案された事業で次の各号の要件を満たすもののうち、市長が適当と認めるものをモデル的に実施することを目的とする。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であり、かつ協働で取り組むことで地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
 - (2) 協働の役割分担が適切で、市と協働で実施することにより、相乗効果が高まる事業
 - (3) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組である事業
 - (4) 予算の見積もり等が適正である事業
 - (5) 本市の総合計画の方向性に沿った事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。
- (1) 営利を主たる目的とする事業
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (3) 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
 - (4) 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
 - (5) 政策立案のための調査などを目的とする事業
 - (6) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成等を受けている事業
 - (7) 法・条例等に違反する事業
 - (8) 公序良俗に反する事業

(事業の募集)

第3条 前条の事業として、市は期間を定め、次の事業を募集することとする。

- (1)〔市民提案型協働事業〕市民団体が地域課題や社会的課題の解決に向け提案する事業
- (2)〔行政提案型協働事業〕市が地域課題や社会的課題を示し、協働による解決に向け市民団体に提案を求める事業

(提案できる市民団体の要件)

第4条 本制度により市に提案することができる市民団体は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事務所を有するもの又は市内で活動している団体で活動期間が原則として1年以上であること
- (2) 5人以上の構成員で組織している団体であること
- (3) 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること

(4) 予算、決算について適正な会計処理が行われていること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 市が事務局に参加している団体

(2) 営利を目的としている団体

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

（申請方法）

第5条 協働事業を提案しようとする市民団体（以下「提案団体」という。）は、提案型協働事業提案書（様式第1号、以下「提案書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて別に定める募集期間に市長に提出しなければならない。

(1) 提案型協働事業企画書（様式第2号）

(2) 提案型協働事業収支予算書（様式第3号）

(3) 提案団体の概要書（様式第4号）

(4) 誓約書（様式第10号）

(5) 提案団体の前年度活動報告書及び収支決算書

(6) 提案団体の定款、規約、会則等

(7) 提案団体の構成員名簿

(8) 会報、新聞の切抜など通常の活動内容が分かる資料

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（書類審査）

第6条 市長は、前条の規定により提出された提案書について、協働事業に適するかどうかの審査を尼崎市提案型協働事業審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

2 審査会は、前項により諮られた事業について、次の各号に定める審査項目に基づいて書類による審査を行い、第8条で規定する公開説明会において審査対象とする事業を選考するものとする。なお、審査会は提案内容や書類等に不明な点がある場合、提案団体及び当該事業に関連する課に対してヒアリングを行うことができる。

(1) 公益性

(2) 中立性

(3) 協働性

- 3 市長は、前項の規定により審査された選考結果について提案団体に通知するとともに、当該提案について協働で事業を実施する課を所管課として定めることとする。
- 4 提案内容の選考結果については、市のホームページ等で公開することとする。

(協議)

第7条 所管課は、前条の規定により選考された提案事業(以下「提案事業」という。)について、次の各号に定める項目に基づいて提案団体と協議し、協議結果報告書(様式第5号)を本制度を所管する課(以下「制度所管課」という。)へ提出するものとする。

また、協議が整わなかった場合についても、同報告書を提出するものとする。

- (1) 目的及び現状、課題の共有
 - (2) 事業の必要性
 - (3) 市との協働の必要性
 - (4) 事業実施上の課題
 - (5) 役割分担
- 2 協議の結果、事業内容を修正した場合、提案団体は第5条に規定する書類を速やかに市長に再提出するものとする。

(公開説明会及び事業の選考)

第8条 市長は、提案事業について、事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民に伝え、課題や解決方を学ぶ場として、公開説明会を実施するものとする。

- 2 所管課との協議が整った提案団体は、公開説明会において提案事業の内容を広く市民に伝えなければならない。
- 3 公開説明会に参加しなかった提案団体については、辞退したもののみなし、提案事業についても不採択とする。
- 4 審査会は、提案団体から提案内容について意見聴取し、次の各号に定める審査項目及び所管課からの意見に基づいて総合的に審査し、審査結果を取りまとめ、市長へ提出するものとする。
 - (1) 公益性
 - (2) 先駆性
 - (3) 的確な課題分析・市民ニーズ
 - (4) 市民の参加・参画
 - (5) 協働の必要性・効果
 - (6) 実現可能性
 - (7) 発展性
- 5 市長は、審査会の審査結果を踏まえ、提案型協働事業として適当と認める事業(以下「採択事業」という。)を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。
- 6 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(協定の締結)

第9条 前条第5項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体及び市長は、次の各

号について協議した上で、提案型協働事業協定書（様式第6号）により、当該事業の運営に関する協定を締結するものとする。

- (1) 事業目的
- (2) 事業の対象
- (3) 提案団体と所管課との役割分担
- (4) 経費負担
- (5) 実施方法
- (6) 事業実施期間及びスケジュールなど

- 2 提案団体及び市長は、協定書に則り、当該事業の実施及び進行管理を行うものとする。
- 3 当該事業の実施内容に変更があり、協定の内容を見直す必要があるときは、提案団体と市長は直ちに協議を行い、改めて協定を締結するものとする。

（事業の進行管理）

第10条 市長は、当該事業の進行状況について、提案団体及び所管課に対して中間ヒアリングを行うとともに、適時、市のホームページ等で公表するものとする。

（採択事業の変更等）

第11条 提案団体は、採択事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、所管課及び制度所管課と協議しなければならない。

- 2 前項の規定により、変更、中止又は廃止が決定した場合、提案団体は提案型協働事業変更・中止・廃止届（様式第9号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、採択事業及び事業主体が第2条第2項並びに第4条第2項に該当すると判明した場合は、当該事業を中止することができる。
- 4 市長は、当該事業が変更・中止・廃止になった場合、直ちに当該事業に伴う補助金の返還を命ずるなどの措置を講じ、通知するものとする。

（費用負担等）

第12条 市は採択事業の実施に要する経費について、補助することができる。

- 2 市が負担する対象経費は、当該事業実施にあたり直接必要となる経費（財産の取得等に係る経費を除く）とし、提案団体と市との協議の上、定めるものとする。
- 3 市が交付する補助金額は、予算の範囲内において1事業あたり30万円以内とする。

（事業報告）

第13条 提案団体は、当該事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に提案型協働事業実施結果報告書（様式第7-1号）提案型協働事業収支結果報告書（様式第7-2号）及び提案型協働事業チェック表（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

（事業成果報告会）

第14条 市長は、当該事業終了後、事業成果報告会（以下「報告会」という。）を開催するものとする。

2 提案団体は、報告会にて当該事業の成果報告を行わなければならない。

(採択事業の評価等)

第15条 採択事業の評価にあたっては、別に定める会議を開催するものとする。

2 市長は、前項の会議において会議の構成員から専門的見地からの意見を個別に聴取し、それぞれの意見を参考にして検証を行い、必要に応じた適切な措置を講ずるものとする。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付のあった補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したことが判明したとき。
- (3) 補助金をその目的以外の目的に使用したことが判明したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号から第4号の規定に該当するとき。
- (6) 暴力団等の利益になるとき。
- (7) 前各号のほか、市長が補助金を交付する必要があると認めたとき。

(その他の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。